単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業実施要綱

（一般財団法人長崎県浄化槽協会）

（目的）

第１条　この要綱は、既存単独処理浄化槽（以下「みなし浄化槽」という。）から合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）への転換の促進を目的とし、一般財団法人長崎県浄化槽協会（以下「協会」という。）が助成金を交付する際に必要となる事項を定めるものとする。

（助成対象地域）

第２条　助成の対象となる地域（以下「助成対象地域」という。）は、申請年度において、次に揚げる区域以外の地域とする。

1. 公共下水道事業計画区域
2. 農業集落排水事業及び漁業集落排水事業区域
3. コミュニティプラント事業区域

（助成対象となる浄化槽）

第3条　市町の浄化槽補助金の対象であり、かつ、事業実施年度の2月末日までに助成金交付申請書兼実績報告書・請求書（様式第1号）が協会の理事長（以下「理事長」という。）あてに提出された浄化槽とする。

（助成に係る建築物の要件）

第4条　専用住宅、共同住宅及び店舗兼併用住宅（この場合、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であること。）とする。

（助成金交付対象者）

第5条　助成金を受けることができる者（以下「助成金交付対象者」という。）は、第2条から第4条までの要件を満たし、かつ第4条に規定する建築物の改修に伴い、みなし浄化槽を廃止し、処理対象人員が10人槽以下の浄化槽を設置した現所有者又は現居住者のうち、次の各号をすべて満たすものとする。

1. 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による設置の届出を行った者
2. 法第7条第1項及び第11条第1項に規定する検査を受検する者
3. 法第8条から第10条に規定する浄化槽の保守点検、清掃を実施する者
4. 第6条に規定する施工業者に浄化槽の設置工事を行わせた者

（施工業者）

第6条　前条第４号に規定する施工業者とは、協会の会員であり、別に定める要件を満たす者とする。

（助成金の交付額）

第7条　助成金の総額は、当該年度の予算額を限度とする。

2　助成金の1件あたりの交付額は50,000円を上限とする。

3　助成金の申請総額が予算額を超えた場合は、別に定める抽選方法により決定するものとする。ただし、抽選は予算額を超えた日までに申請があった者をその対象とする。

（助成金の交付申請）

第8条　助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金交付申請者」という。）は、浄化槽の工事完了後、助成金交付申請書兼実績報告書・請求書（様式第1号）に次の各号に揚げる書類を添付し、理事長に申請しなければならない。

1. 浄化槽の設置届出書表紙（市町又は保健所の受付済のもの）の写
2. 市町の補助金交付額確定通知書の写
3. 設置工事に係る領収書の写
4. 施工時の写真（5枚程度）
5. 振込先通帳の写（見開きページ）

2　助成金交付申請者は、助成金の交付申請に係る手続を当該浄化槽の施工業者に委託することができる。

（助成金交付額の確定）

第9条　理事長は、前条第1項の助成金交付申請書兼実績報告書・請求書の提出があった場合は、速やかに書類審査を行い、適正と認められたときは、助成金交付額確定通知書（様式第2号）により助成金交付額の確定を助成金交付申請者に通知するものとする。

（交付の取消し及び返還請求）

第10条　理事長は、助成金交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の全部又は一部を取り消し、返還を請求することができる。

1. 不正の手段を用いて助成金の交付を受けたとき。
2. 第5条の各号に違反したとき。
3. 第6条に違反したとき。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項については理事長が別に定める。

附　則（令和5年3月30日要綱）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附　則（令和6年4月1日要綱）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。